

令和4年1月25日

令和3年度第10回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年1月25日（火）

午後1時30分開会～午後2時53分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会古川事業所 3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第67号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
意見決定について

議案第70号 空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について

4. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
5番 齋 藤 真理子 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	8番 鈴 木 淳 也 委員
9番 菅 原 ひろみ 委員	10番 横 山 藏 人 委員
11番 中 鉢 守 委員	12番 渋 谷 裕 子 委員
13番 高 橋 英理子 委員	15番 下 山 信 行 委員
16番 只 埜 和 臣 委員	17番 菅 原 まり子 委員
18番 高 橋 順 子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員
20番 菅 原 清 一 委員	21番 小野寺 正 晃 委員
22番 鈴 木 至 委員	23番 佐々木 涉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

5. 欠席委員（1名）

14番 佐々木 俊通 委員

6. 遅刻委員（なし）

7. 議案提案者

会長 佐々木 政直

8. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 松浦 嘉孝

主幹兼係長 北浦 邦之

主事 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 鈴木 貴典

事務所長 門間 道浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第10回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の欠席通告者は、14番佐々木俊通委員でございます。14番佐々木俊通委員からは欠席の届出がございません。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規

定により令和3年度第10回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番中鉢守委員、12番渋谷裕子委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対して、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

番号198番から225番までの28か件のうち、番号214番、216番、218番、219番、

221番, 222番, 224番, 225番については, 議案第66号, 番号191番, 192番, 193番, 194番, 195番, 196番, 197番, 198番とそれぞれ関連する案件であることから, 議案第66号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 (佐々木政直会長)

異議なしと認め, 議案第64号, 番号198番から225番までの28か件のうち, 番号214番, 216番, 218番, 219番, 221番, 222番, 224番, 225番の8か件を除く20か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松浦嘉孝主幹兼係長)

〔資料により説明〕

議長 (佐々木政直会長)

議案第64号, 番号198番から225番までの28か件のうち, 番号214番, 216番, 218番, 219番, 221番, 222番, 224番, 225番の8か件を除いた20か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 (佐々木政直会長)

質疑がないようですので, 議案第64号, 番号198番から225番までの28か件のうち, 番号214番, 216番, 218番, 219番, 221番, 222番, 224番, 225番の8か件を除いた20か件について, 了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 (佐々木政直会長)

異議なしと認め, 議案第64号, 番号198番から225番までの28か件のうち, 番号214番, 216番, 218番, 219番, 221番, 222番, 224番, 225番の8か件を除いた20か件について, 許可と決定いたします。

議長 (佐々木政直会長)

議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について番号17番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松浦嘉孝主幹兼係長)

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日1月24日，2番委員，3番委員，4番委員，5番委員，7番委員，18番委員の6名と事務局2名で現地調査していただきましたので，報告いたします。

番号17番を4番委員，報告お願ひいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号17番について報告申し上げます。合併浄化槽，車庫，ブロック塀及び通路の設置を目的とした転用申請です。申請地周辺の状況は，東側と北側が畑，南側と西側が宅地になっていました。申請地の管理状況ですが，敷砂利がされており，既に車庫とブロック塀が設置されておりました。農地区分としては，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水は，南側の土側溝に流すとのことです。また，生活排水は合併浄化槽に流すとのことですので，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませぬか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。現地調査委員から報告がありましたが，既に車庫，ブロックが設置され，敷砂利がなされていたとのことですが，今回の申請に至った経緯を教えてくださいたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

ただいまの質問について，説明いたします。この車庫については，申請人の

父が昭和59年の9月に建築された車庫であります。建築されてから、20年以上経過しているため、非農地証明願での対応も検討しましたが、合併浄化槽を新たに設けるという申請がございますので、併せて4条申請するよう指導したところでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

無断転用であれば，始末書などの対処が必要ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

関連した部分で質疑何かございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。申請人ではなく，申請人の父が建てたということですが，その方はまだご存命なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

申請人の父は既に故人であり，この車庫については平成25年9月に相続登記されております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

はい。了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。車庫を建てたのは申請者の父ということですが，敷砂利，ブロック塀などを設置されたのはどなたなのか。その辺の詳しい経緯について地元委員に説明願いたいと思えます。

議長（佐々木政直会長）

1番委員。

1 番（小関芳樹委員）

1 番でございます。敷砂利とブロック塀についても、申請者の父が設置したものだと思います。相当前から現在の状態にあったと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

8 番委員，よろしいですか。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。申請者の父が構造物の一切を設置したということと、合併浄化槽について、まだ設置されていないのであれば、私は顛末書になろうかと思えます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，8 番委員の意見でご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第65号，番号17番1 案件については，会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第66号農地法第5 条第1 項の規定による許可申請の意見決定について番号183番から198番までの16案件のうち，番号183番と議案第67号番号43番が関連する案件でございます。また，番号189番が議案第67号番号44番と関連であることから，同一事業案件である議案第66号番号188番を併せた3 案件を議案第67号で審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第66号，183番から198番までの16案件のうち，番号183番，188番，189番の3 案件を除く13案件と，議案第64号番号214番，216番，218番，219番，221番，222番，224番，225番の8 案件について審議いたします。事

務局の説明を求めます。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

19番（中條泰洋委員）

それでは、議案第66号の現地調査報告をいたします。番号184番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番でございます。番号184番について報告します。居宅の外構設置を目的とした転用申請でございます。昨年6月に居宅建築で転用許可した件の隣地でございます。申請地周辺の状況は、北側を除く三方が宅地でございます。申請地の管理状況は、丈の短い草が少し生えていました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地でございます。申請地の周辺農地への影響については、化粧ブロックの上にフェンスを設置するのみであるため、問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号185番を4番委員，報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号185号を報告いたします。市営住宅用地造成を目的とした転用申請です。申請地周辺の状況は、東側，南側，西側が宅地で，北側が雑種地でございます。申請地の管理状況は，雪の中から少し枯れ草が見えました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地でございます。周辺農地への影響については，雨水対策として西側にU字溝を設けて処理するものです。そのほか土盛りをするということでございますが，問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号186番・187番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番でございます。番号186番について報告いたします。宅地分譲11区画を目的とした転用申請でございます。申請地周辺の状況は、住宅街に囲まれた田んぼでございます。東側、南側、北側が宅地になっており、西側だけに田んぼがありました。申請地の管理状況は、一部で雑草が見受けられましたが、水稻が作付された跡がございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地となります。

引き続きまして、番号187番について報告いたします。宅地1区画を目的とした転用申請であり、また、申請地は細長い三角形状の農地でございます。申請地周辺の状況は、東側が宅地、南側、北側も宅地、西側に田んぼがありました。申請地の管理状況は、耕作されていない状況で雑草が少し見受けられました。申請地の農地区分は、こちらも都市計画区域内で用途指定されている第3種農地となります。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号190番，191番，192番，193番，194番を7番委員，報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号190番について報告いたします。宅地分譲3区画を目的とした転用申請です。申請地周辺の状況は、東側に国道、西側に宅地、南側に宅地、北側も宅地です。申請地の管理状況は、農業用ハウスとトタン造りの簡易物置のようなものが建ててありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。申請地の周囲に農地はありませんが、東側を除く三方にL型擁壁を設置するとのことです。

次に、番号191番から番号193番をまとめて報告させていただきたいと思います。いずれも営農型太陽光パネル設置を目的とした一時転用申請です。申請地周辺の状況は、申請地が幹線道路より低く、沢のような状態の所にあり、四方を田んぼで囲まれております。申請地の管理状況は、一面雪に覆われており、地表の状態を確認することができませんでしたが、同行した事務局に聞いたところでは、先月の総会の案件で周辺の現地確認をした際には、ここに水稻が作付けされた跡があったようです。農地区分は、農振農用地で原則転用は不許可ですが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要

であると認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

次に、番号194番について報告いたします。営農型太陽光パネル設置を目的とした一時転用申請です。申請地の周辺状況は、東側が田、西側が畑、南側も畑、北側が原野でした。申請地の管理状況は、雑草の上を雪が覆っていました。農地区分は、中山間地域に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号195番を2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号195番を報告します。こちらも、営農型太陽光パネル設置を目的とした一時転用申請です。申請地は段差のある農地に囲まれた農地でした。申請地周辺の状況は、南側が道路を挟んで水田となっており、そのほか三方は畑でした。申請地の管理状況は、除草管理されていました。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地であって、原則転用は不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号196番を5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号196番についてご報告いたします。こちらも、営農型太陽光パネル設置を目的とした一時転用申請となります。申請地周辺の状況は、東側、南側に宅地、西側、北側に田んぼという状況でした。申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。申請地の農地区分は、住宅の用に供する施設が連担している第3種農地と見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号197番を18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号197番を報告いたします。こちらも、営農型太陽光パネル設置

を目的とした一時転用申請となります。申請地は県道に面した所でした。申請地周辺の状況は、北側が道路を挟んで山林、あとは三方が畑でございませう。申請地の管理状況は、一部笹が生えているのが見えてましたが、そのほかは一面雪に覆われておりました。申請地の農地区分は、農振農用地で原則転用は不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上でございませう。

19番（中條泰洋委員）

番号198番を5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号198番を報告いたします。こちらも、営農型太陽光パネル設置を目的とした一時転用申請となります。申請地は、高低差のある農地でした。申請地周辺の状況は、四方を畑に囲まれておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第66号、番号183番、188番、189番の3か件を除く13か件を意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

また、議案第64号、番号214番、216番、218番、219番、221番、222番、224番、225番の8か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号番号183番から198番までの16か件のうち、番号183番、188番、189番の3か件を除く13か件を意見相当と認め、県に進達いたします。

また、議案第64号番号214番、216番、218番、219番、221番、222番、224番、225番の8か件を許可と決定し、それぞれ関連する議案第66号番号191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番の農地法第5条第1項の許可が県より交付されたのと同時に許可書を交付するものいたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第67号農地転用事業計画変更承認申請について番号43番から58番までの16か件と、関連案件である議案第66号番号183番、188番、189番の3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。議案第66号番号183番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号183番を報告いたします。居宅建築、物置及び駐車場の設置を目的とした転用申請でございます。申請地周辺の状況は、東側が畑であり、そのほかの三方は宅地でございます。申請地の管理状況は、雪の中からカヤが繁茂しておりました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地でございます。雨水排水は、隣接の水路に流すということでございます。また、生活排水は合併浄化槽を設置するとのことで、申請地の周辺農地への影響はないものと見てきました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

議案第66号番号188番、189番を2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号188番, 189番を報告します。宅地分譲7区画を目的とした転用申請です。申請地周辺の状況は, 農地に囲まれた所で, 周囲は, 東側と南側が田んぼ, 西側と北側が宅地です。申請地の管理状況は, 除草管理されていました。申請地の農地区分は, 都市計画地域内で用途指定されている第3種農地です。周辺農地の影響についてですが, 申請地の中央に設置する予定の位置指定道路の南北にU字溝を設置し, 西側の既存水路へ流す予定とのことで, 影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

議案第67号番号45番から58番を18番委員, 報告をお願いいたします。

18番 (高橋順子委員)

18番です。番号45番から58番まで報告いたします。営農型太陽光パネルを設置し, 下部の農地でブルーベリーを栽培する目的で, すでに一時転用許可がある件の事業計画変更承認申請となります。申請地の管理状況は, 栽培作物をイタリアンライグラスやトウモロコシといった混播作物へ作物変更するとの変更内容ですが, 一面雪に覆われておりまして確認できませんでした。そのほかの変更内容としまして, 排水対策のために明渠や暗渠を設置するとのことですが, 簡易的な明渠が設置されておりました。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

以上で現地調査報告を終わります。

議長 (佐々木政直会長)

議案第67号番号43番から58番までの16か件と, 関連案件である議案第66号番号183番, 188番, 189番の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

22番委員。

22番 (鈴木至委員)

22番です。番号45番から番号58番について, 質問させていただきます。毎年収量の報告があると思いますが, 今年度の報告では, 収量の達成はできそうでしょうか。

議長 (佐々木政直会長)

事務局。

事務局 (北浦邦之主幹兼係長)

今年度の報告については、来月2月に年1回の報告がございますので、それで確認することになりますので、収量が達成されているかどうかは把握しておりません。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

今回、作付作物を変更するようですが、イタリアンライグラスの収量は確保できるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

今回の申請の際に、地域の平均的な単収が記載されており、その8割以上ということで目標設定されております。ただし、議案書に記載のとおり相当な湿田であり、耕作には苦慮されていることを伺っているところです。収量につきましては、先ほども話したとおり、来月の報告の際に、自家消費となりますので、自社で計量した証拠書類や現場写真の添付をもって、確認することとなります。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

単収8割以上を見込んでの作付変更だと思いますが、クリアできないので再度作付変更するということになる、この申請自体と農業委員会ですとしたということ自体の真偽性が問われると思いますので、申請受付の際は、慎重にお願いしたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。関連で質問します。この許可期間は3年ですか。なぜ、この許可期間内で変更するのか、お聞きしたいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの申請地につきましては、先月の総会にもございましたが、当初の転用許可申請が太陽光発電設備の下部では日照を得られないために、ポット植えで移動することで日照を得ようとした申請でございました。先月総会分につきましては、今回の変更申請した所と比較して、湿田の具合が酷くないことと、別の場所で苗木を育てたことにより予想を上回る樹木の成長があり、受光面積が増加したため、地植えでも可能とのことで変更申請しております。今回の変更申請分につきましては、湿田の具合がおもわしくないもので、ブルーベリーの作付けは難しいとのことで、混播作物への作物変更に至ったものです。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。一時転用期間が3年ということは、そろそろ再許可申請が必要となるかと思いますが、今回の変更によって、ここからまた3年になるわけではないと思いますが、確認させてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

あくまでも作物の変更でございますので、一時転用の期間が延びるものではございませんので、今年の6月くらいには再許可申請の手続が必要になります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。22番委員と同じく、再許可申請ということになれば、慎重に対応をしなければならないと考えますので、よろしくお願いします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第67号番号43番から58番までの16か件と、関連案件である議案第66号番号183番，188番，189番の3か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第67号番号43番から58番までの16か件と、関連案件である議案第66号番号183番，188番，189番の3か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について番号765番から797番までの33か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号773番1か件については●番委員，番号774番1か件については●番委員がそれぞれ関連する案件でございます。この2か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、議案第68号番号773番，774番の2か件について先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員，●番委員にはそれぞれ当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室着席願います。

●番委員，退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号773番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、773番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第68号番号773番1か件を承認いたします。●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

774番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、774番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第68号、番号774番1か件を承認いたします。●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号765番から797番までのうち、773番、774番の2か件を除いた31か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第68号番号765番から797番までのうち、773番、774番の2か件を除いた31か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第68号番号765番から794番までの31か件について承認し、さきに審議した2か件と合わせた33か件を市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について番号22番から29番までの8か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号22番から29番までの8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号26番から番号29番までの権利の設定を受ける者について、認定農業者であります。耕作面積がゼロとなっておりますので、ご説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

16番委員。

16番（只埜和臣委員）

16番です。私、地元委員ですので、説明させていただきますが、父から子への耕作者変更となります。

議長（佐々木政直会長）

よろしいですか、11番委員。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第69号番号22番から番号29番までの8か件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第69号番号22番から番号29番までの8か件について承

認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第70号空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について
番号2番，1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは番号2番，1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号2番1か件について了としてよろしいでし
うか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第70号，番号2番1か件について承認いたします。こ
れで，審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで，事務局より業務予定をお願いいたします。事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

18番（高橋順子委員），5番（齋藤真理子委員），9番（菅原ひろみ委員）

[第3回市町村農業委員会女性委員研修会についての報告]

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項については全て終了いたしました。慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。これで議長の座を降りさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和3年度第10回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様、苦労さまでございました。

午後2時53分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 鉢 守

委 員 渋 谷 裕 子